

# 令和4(2022)年度厚生労働省委託事業 要約筆記者指導者養成研修「募集要項」

## 1. 目的

厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに準拠した、要約筆記者指導者養成プログラムに基づき、要約筆記者の養成研修に携わる講師となる指導者を養成する。

## 2. 主催

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

## 3. 協力

- ・一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会

## 4. 日程等

対面研修会場 全国障害者福祉センター（戸山サンライズ）東京都新宿区戸山1-22-1

※感染症拡大防止対策等により研修形式を対面からオンラインに変更する場合は、別途通知する。

### (1) 基礎研修コース

クール	日程	研修形式
第1クール	令和4年 7月 1日（金） ～ 7月 2日（土）	オンライン（座学）
第2クール	令和4年 8月 27日（土） ～ 8月 28日（日）	対面（実習）
第3クール	令和4年 10月 7日（金） ～ 10月 8日（土）	オンライン（座学）
第4クール	令和4年 11月 26日（土） ～ 11月 27日（日）	対面（実習）

### (2) 難聴者コース

クール	日程	研修形式
第1クール	令和4年 7月 16日（土） ～ 7月 18日（月・祝）	オンライン（座学）
第2クール	令和4年 9月 23日（金・祝） ～ 9月 25日（日）	対面（実習）

### (3) ステップアップコース（第1回、第2回：同一講義）

回	日程	研修形式（共に座学）
第1回	令和4年 10月 22日（土） ～ 10月 24日（月）	対面
第2回	令和4年 11月 12日（土） ～ 11月 14日（月）	オンライン

## 5. 受講料

無料とする。ただし教材については、受講決定後、実費を徴収する。（4,400円）

## 6. 申込方法

- (1) 本研修の受講希望者は、所定の用紙（受講者推薦書）に必要事項を記入し、居住地または主たる活動地の都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）へ申し込む。
- (2) 都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）は、本研修の受講者としてふさわしいと認められる者について、受講者推薦書を主催者に提出する。

## 7. 受講対象者及び募集定員

コース（定員）	受講要件（下記の条件すべてを満たす者とする。）
基礎研修コース （定員） 手書きクラス：40名 PCクラス：40名	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 都道府県等において、要約筆記者養成の指導者を目指す者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）が受講を認めた聴者。</li> <li>ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。</li> <li>iii 対面研修、オンライン研修（Zoom）ともに参加可能な者。</li> </ul>
難聴者コース （定員）20名	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 都道府県等において、要約筆記者養成の難聴当事者講師を目指す者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）が受講を認めた者。</li> <li>ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。</li> <li>iii 対面研修、オンライン研修（Zoom）ともに参加可能な者。</li> </ul>
ステップアップコース （定員） 各回とも 手書きクラス：25名 PCクラス：25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 本研修（東日本会場・西日本会場または基礎研修コース）を修了した登録要約筆記者で、都道府県等において現に要約筆記者養成講座の指導にあっている者かつ、それぞれ、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）が受講を認めた者。</li> <li>ii 本研修コースの全日程・全科目に出席可能な者。</li> <li>iii 本コース（同一クラス）未受講の者であり、対面研修、もしくはオンライン研修（Zoom）に参加可能な者。</li> </ul>
	≪提出書面：申込時≫ 「要約筆記利用体験記」（1,200字以内）  ≪提出書面①申込時≫ 地域の「養成カリキュラム」（直近年度のもの） ≪提出書面②受講決定後≫ 「講義原稿」主催者が指定する講。締切厳守。

## 8. 受講者推薦書提出締切 令和4年5月13日（金）

### 9. 受講決定

主催者は、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）から推薦のあった者を本研修の受講者として決定し、5月下旬までに各障害保健福祉主管課（室）を通じて、本人に通知する。

受講者決定に当たっては、都道府県、政令指定都市、中核市ごとの受講者数に偏りがないよう、受講者推薦書に記載された推薦順位に基づき、別途調整することとする。

### 10. 受講コース・クラス等の決定

（1）基礎研修コースの第4クール初日については、受講者が選択する科目の研修を行う。ただし、指導可能な人数に満たない科目は開講せず、主催者が指定する科目を受講することとする。

（2）ステップアップコースの受講回は、受講者推薦書を参考に主催者が決定する。

### 11. 修了決定等

（1）本研修において、全日程・全科目に出席した者に修了証を交付する。

（2）主催者は、本研修の修了証を交付した者の名簿を作成し、必要に応じ都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）に対し開示することができる。

### 12. その他

本研修受講に際し取得した個人情報は、研修運営に関する業務（連絡、資料送付、名簿作成等）に利用し、これ以外の目的に使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

### 13. 問合せ先

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 要約筆記者指導者養成研修事務局  
 〒153-0053 東京都目黒区五本木 1-8-3 Tel. 03-6833-5003 Fax. 03-6833-5000  
 本研修事業 Email アドレス : youhitsu@jyoubun-center.or.jp